

保存版

!

は !

!

!

は で)か !

り は さ さ りか , !

と は は もで ,

3 りは は に は か , さ

は さ ら か , にか は で 」

は は は ろ さ , !

!

1 午前6時の時点で熊野町に特別警報が発令されている場合、又は、「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」、「暴風雪」の5つの警報のいずれか1つでも発令されている場合、臨時休業とする。※ 波浪特別警報と高潮特別警報は除く。

2 災害発生の恐れがあり、午前6時の時点で熊野町にレベル4「避難指示」が発令されている場合、自宅待機とし、午前11時までにレベル4「避難指示」が解除されない場合には、臨時休業とする。

3 警報が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて臨時休業又は、自宅待機の指示を「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。

※臨時休業又は自宅待機を決定した場合、町教育委員会より町内放送を行う。

※熊野第二小学校では、レベル3「高齢者等避難」でも臨時休校となる場合がある。その時は、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。

4 自宅待機を解除し、登校させる場合、「情報メール」により児童の保護者に連絡する。